

JAPIA 統一データシート運用規則

2023/10/01

JAPIA シート連絡会

目 次

1. 目的	P.4
2. 適用範囲	P.4
3. 用語の定義	P.5
3.1 製品含有化学物質	
3.2 IMDS(International Material Data System)	
3.3 SAICM(Strategic Approach to International Chemicals Management)	
3.4 REACH 規則(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)	
3.5 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律))	
3.6 TSCA(Toxic Substances Control Act)	
3.7 EU 指令	
3.8 欧州 ELV 指令(EU End-of Life Vehicles Directive)	
3.9 サプライチェーン	
3.10 川上	
3.11 川下	
3.12 BtoB	
3.13 GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)	
3.14 GASG(Global Automotive Stakeholders Group)	
3.15 SVHC(Substances of Very High Concern)	
3.16 ワイルドカード物質	
3.17 OEM(Original Equipment Manufacturer)	
3.18 均質材料	
4. 日本の自動車業界における製品含有化学物質調査の背景	P.6
4.1 法規制への対応	
4.2 サプライチェーンにおける混乱と標準化	
4.3 自動車メーカの IMDS への標準化と JAPIA シートの運用開始	
4.4 調査手段	
4.5 調査対象物質と報告	
5. JAPIA シートの運用規則および推奨事項	P.8
5.1 調査の原則	
5.2 JAPIA シートの CSV ファイルの更新に関する規則	
5.3 調査内容の検討	
5.4 調査依頼	
5.5 調査回答	
5.6 調査依頼元の JAPIA シート確認	

5.7 JAPIA シート改正時の切り替え方法

6. データ作成/回答に関する規則及び推奨事項	P.10
6.1 データ作成方法	
6.2 データ作成に関する規則	
6.2.1 構成要素に関する規則	
6.2.2 部品要素に関する規則	
6.2.3 部品質量と質量偏差に関する規則	
6.2.4 材料に関する規則	
6.2.5 材料名称に関する規則	
6.2.6 材料の属性情報に関する規則	
6.2.7 アプリケーションコードに関する規則	
6.2.8 物質の選択に関する規則	
6.2.9 物質の含有率(%)の範囲値に関する規則	
7. JAPIA シートで収集した情報の取り扱いと用途	P.13
8. 化学物質調査に関する問い合わせ	P.13
来歴	P.14

1. 目的

一般社団法人 日本自動車部品工業会(JAPIA)を含む JAPIA シート連絡会^{※1}の合意のもとに作成した JAPIA 統一データシート(以降、JAPIA シートと記述)を用いた自動車等に使用する材料とそれに含有する物質の調査において、サプライチェーン内での情報伝達を円滑にするために、この規則を制定する。なお、JAPIA シートは、JAMA/JAPIA 統一データシート(以降、JAMA シートと記述)の後継ツールと位置付けて 2020 年 4 月より提供を開始し、2020 年 10 月より運用を開始したツールである。

※1 JAPIAシート連絡会の運営主体

一般社団法人 日本自動車部品工業会

一般社団法人 日本建設機械工業会からの参画企業

一般社団法人 日本産業車両協会からの参画企業

一般社団法人 日本農業機械工業会からの参画企業

2. 適用範囲

JAPIA シートを使用して自動車等に使用する材料とそれに含有する物質の調査を実施する日本国内の企業をこの規則の対象者とし、図 1 のプロセスフローにて太枠で示す 4 つのプロセスを、この規則の適用範囲とする。

これらのプロセスは、(A)の調査依頼元(顧客)による“調査依頼”から始まるが、“調査検討”、“調査依頼”、“回答受領”、および“データ作成/回答”を一連のパターンとして記述することができる。図1では、(A)と(C)は(B)と同じフロー(立場)に成り得ることを示している。なお“調査検討”的プロセスには、一連のパターンを終えた後の GADSL 変更に伴う再提出の必要性の検討も含む。

この規則は JAPIA シート連絡会が定めたものであるが、法的な拘束力を持つものではない。

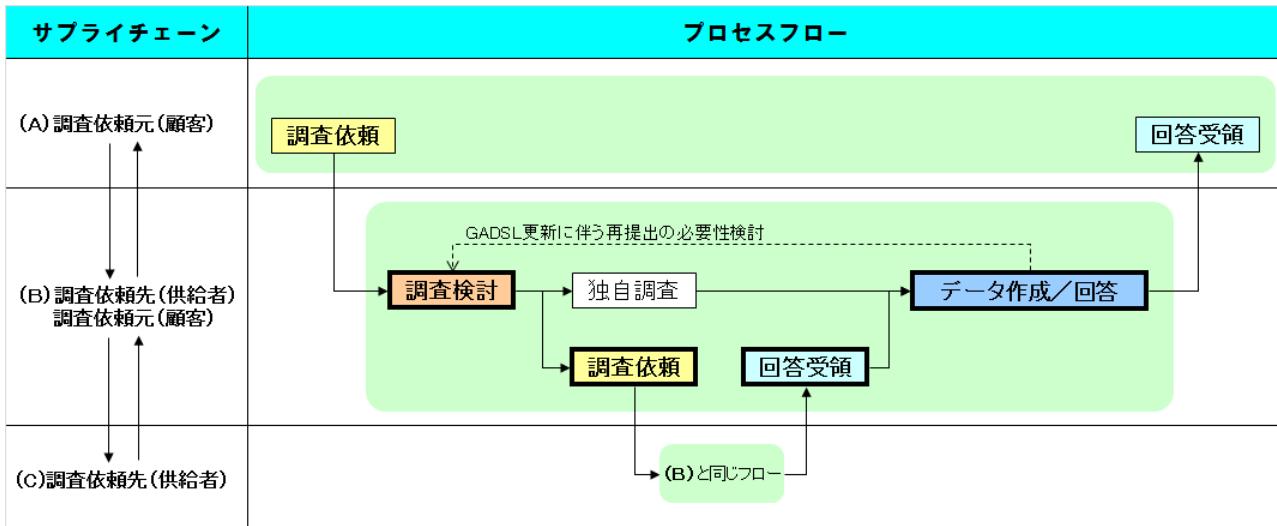


図1. サプライチェーンにおけるプロセスフロー

JAPIA シートを利用できるサプライチェーン範囲は下記のとおりとする

【自動車業界】

サプライチェーン上の各サプライヤ内(自動車メーカーは使用しない)

【建設機械・産業車両・農業機械の業界】

- ・ 各参画企業内^{※2}
- ・ 各参画企業が過半出資(51%以上)または経営に強く関与している子会社内^{※2}
- ・ 上記サプライチェーン上の各サプライヤ内

※2 建設機械、産業車両、農業機械だけでなく、その会社の全事業で利用可能

3. 用語の定義

この規則で用いる主な用語及び定義は次による。

3.1 製品含有化学物質

製品中に含有されることが把握される物質。

3.2 IMDS(International Material Data System)

自動車に使用する材料とそれに含有する物質の情報を収集するシステム。ドイツ自動車工業会(VDA)が中心となり、欧州のELV指令の認証に必要な材料データや、リサイクル率計算のためのデータなどの、情報伝達手段として開発された。現在は欧州のELV指令だけでなく、欧州のREACH規則や各国の法規制対応のためにも活用されている。

3.3 SAICM(Strategic Approach to International Chemicals Management)

2020年までに物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害物質に関する情報の収集と提供、加盟各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めた戦略的アプローチ。

3.4 REACH規則(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

物質の登録、評価、認可(および制限)に関する欧州の規則。(EC1907/2006)

3.5 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする日本の法律。

3.6 TSCA(Toxic Substances Control Act)

人の健康あるいは環境に不当なリスクを及ぼす物質および混合物を規制することを目的として1976年に制定された化学物質規制に関する米国の法律。

3.7 EU指令

EU加盟国の規制内容の枠組みを定めたもの。規制の詳細は各国で制定される。

3.8 ELV指令(End-of Life Vehicles Directive)

EU指令(3.7項)のひとつで、特に使用済み自動車の取り扱いを定めた欧州の法令。(2000/53/EC)

3.9 サプライチェーン

供給者(supplier)および顧客(customer)の連鎖。

3.10 川上

サプライチェーンにおける原材料メーカ側を指す。

3.11 川下

サプライチェーンにおける最終製品企業(3.17 項)側を指す。

3.12 BtoB

Business to Business(企業間取引)。

3.13 GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)

GASG(3.14 項)が発行している世界各国の化学物質規制にて、既に規制されているか、規制が予定されている物質で自動車製品に含有される可能性のある物質リスト。IMDS、JAPIA シートを使用した情報伝達の際には要申告・禁止物質を確認するために使用される。

3.14 GASG(Global Automotive Stakeholders Group)

日米欧の自動車・自動車部品、化学メーカの代表で構成する組織。

3.15 SVHC(Substances of Very High Concern)

欧洲の REACH 規則において発がん性・変異原性・生殖毒性をもつ物質(CMR)、難分解性・生体蓄積性・毒性をもつ物質(PBT)、難分解性・生体蓄積性が極めて高い物質(vPvB)、または CMR・PBT・vPvB と同等に懸念される特性を持つ物質であり、認可対象候補物質リスト(Candidate list)に収載された物質。

CL 物質(認可対象候補物質)とも言う。

3.16 ワイルドカード物質

GADSL における要申告・禁止の物質ではない企業機密を保護するための高機密物質、または不純物や残留物質等。 (“Additive, not to declare”、“Misc., not to declare”など)

3.17 OEM(Original Equipment Manufacturer)

自動車等の最終製品を製造する企業を指す。

3.18 均質材料

複数の材料に、切削・トリミング・摩耗などの機械的方法で分離できない均質な材料。

4. 日本の自動車関連業界における製品含有化学物質調査の背景

概要:

製品含有化学物質調査は、世界各国で強化されてきた化学物質規制への対応のために始まった。

この調査は、サプライチェーン全体の円滑な情報伝達によって成立するため、調査手段と調査対象物質の共通化が極めて重要である。日本の自動車関連業界では、主に IMDS または、JAMA シートを使用して製品含有化学物質を調査し、また GADSL 収載物質を報告が義務付けられた物質とすることを合意してきた。現在、JAMA シートは JAPIA シートに置き換わっている。

4.1 法規制への対応

1992 年の国連環境開発会議以降、世界中で物質の適正な利用に向けて、取組みが進められている。2006 年

には、SAICM(具体的行動計画)が国際合意され、「2020 年までに、物質の人体や環境への影響を最小化する」べく、世界各国で化学物質規制が強化されている(欧州の REACH 規則、日本の化審法改正、米国の TSCA、他)。産業界ではこれらの法規制に対応するため、自社製品に使用する材料やそれに含有する物質を把握する必要が生じてきた。自動車業界では、これらに先行して 2003 年に発効した欧州 ELV 指令に対応するため、自動車メーカーがサプライヤに対して、材料情報と重金属 4 物質(Pb、Cd、Cr⁶⁺、Hg)の含有調査を開始した。現在では、前記の各種化学物質規制への対応を包括した調査となっている。

4.2 サプライチェーンにおける混乱と標準化

日本の自動車業界では、欧州 ELV 指令対応で調査を始めた 2003 年～2005 年の頃、自動車メーカー各社やそのサプライヤ各社が、いくつかの異なった調査手段や調査対象物質を定めて調査を実施していた。サプライチェーン川下から発せられた調査依頼が川上に向って伝達されるうち、特に川中～川上のサプライヤには多様な調査手段や調査対象物質への対応が必要となり、対応工数が膨大になった結果、必要な情報が川上から川下に伝達されない状態に陥っていた。

この経験は、製品含有化学物質調査において調査手段や調査対象物質の共通化は極めて重要であるという教訓を残し、自動車業界の合意の上、これを厳守してきている。現在でも、自社のことだけを考え、「BtoB で自由にすればいいだろう」、「多少の独自な要求であれば問題なかろう」と考える調査依頼元は少なくない。独自な要求は、伝言ゲームの如くサプライチェーンを瞬く間に拡大伝播し、混乱を引き起こすため、関係者の自覚と細心の配慮が必要である。

4.3 自動車メーカーの IMDS への標準化と JAPIA シートの運用開始

2016 年 1 月、一般社団法人日本自動車工業会(JAMA)の決定により、2020 年 3 月末をもって自動車メーカーが Tier1 サプライヤ(自動車メーカーに直接部品を納入するサプライヤ)に対する調査ツールは IMDS のみに一本化することが合意され、JAMA が参画していた JAMA シートは、終了することとなった。準備期間を経て、JAPIA シート連絡会により JAMA シートユーザが継続して円滑な調査を行えるよう、JAMA シートとの互換性を有する JAPIA シートを作成し、2020 年 4 月より運用を開始した。

4.4 調査手段

前記の理由から、日本の自動車業界では、製品含有化学物質調査には、自動車メーカーは IMDS、サプライヤは IMDS または JAPIA シートを用いることとなった。同様に、建設機械、産業車両、農業機械の一部の企業もサプライチェーンが重なることから、IMDS または JAPIA シートを用いている。

4.5 調査対象物質と報告

世界の自動車関連業界では、要申告・禁止物質リストとして GADSL を使用しており、JAPIA シートにおいても GADSL を使用している。規制物質であっても、明らかに自動車等には使用されないものや、工程中で揮発したり化学変化したりして最終製品に残らないもの(プロセスケミカル)は、GADSL には収載されていない。それらは、自動車等に含有しないと判断できるため、調査対象にはなっていない。従って、GADSL に収載されている物質を調査することで、法規対応に必要な情報は充分に得られる。

なお、報告にあたっては、ワイルドカード物質を含めて材料に含有する物質の合計が 100 質量%(以降%と記述)になることが必要である。

5. JAPIA シートの運用規則および推奨事項

5.1 調査の原則

JAPIA シートの CSV ファイルはサプライチェーンに沿って受け渡される。このフローは材料が最初にサプライチェーンに登場する時に開始される。

規則/推奨	説明
規則 5.1	JAPIA シートの CSV ファイルはサプライチェーンに沿って伝達されること。

5.2 JAPIA シートの CSV ファイルの更新に関する規則

規則/推奨	説明
規則 5.2.1	報告済みの部品に新しい材料を追加したり、報告済みの材料を部品から除外したりする場合は、対応する JAPIA シートの CSV ファイルを更新して再送信すること。
規則 5.2.2	部品の質量の変更が製品図または顧客の要求事項で定められている許容差を超過する場合は、対応する JAPIA シートの CSV ファイルを更新して再送信すること。
規則 5.2.3	GADSL に変更があった場合、ツリー構造内にワイルドカード物質に置き換えられている物質がこの変更により要申告または禁止物質に該当するようになっていないかどうかを確認すること。要申告または禁止になった物質が存在する場合は、変更された GADSL の発効日から 6 か月以内に JAPIA シートの CSV ファイルを更新し、調査依頼元に再提出すること。
規則 5.2.4	JAPIA シートの CSV ファイルを更新する場合は、編集対象となる構成情報において、最新の各種関係規則を順守すること。

5.3 調査内容の検討

規則/推奨	説明
規則 5.3	化学物質調査の主旨に該当しない過剰な調査をしないこと。

調査依頼元は、原則、以下の調査行為を行わないこと。

- IMDS、JAPIA シート以外の調査ツールを使った化学物質調査
- JAPIA シートのバージョンアップを理由とした再調査依頼
- GADSL 変更を理由とした再調査依頼(GADSL 変更時に自主的に規則 5.2.3 に従い見直しを促すことは可)
- GADSL 収載物質以外の報告要求
- GADSL の閾値以下の報告要求
- JAPIA シートによる調査と非含有証明書^{※3,4}の併用

(過去、非含有証明書を要求した製品に、JAPIA シートによる調査を適用する場合は、依頼内容が過剰にならないように配慮し、調査依頼元と調査依頼先の協議の上、進め方を決定しても良い)

※3:取引基本契約など、取引開始時の顧客への包括的な非含有宣言書を除く

※4:供給者に調査せざるを得ない場合も、対象を最小限に絞り過剰な調査とならないようにする

(海外 OEM が分析データを含む非含有証明書等を要求する場合など)

なお、適切な物質の管理および調査回答のために調査依頼元と調査依頼先は、それぞれ化学物質管理責任者を明らかにしておくことが望ましい。

5.4 調査依頼

調査依頼元は調査依頼先に対して、最新版の JAPIA シートを使って化学物質情報を報告することを依頼する(ただし、JAPIA シート改正時の最新版の扱いについては、5.7 項による)。調査依頼は電子メールが一般的であるが、調査依頼元と調査依頼先の協議の上、決定しても良いものとする。また、調査納期は部品の種類を考慮して適切な期間を設ける。

また、JAPIA シートのパスワードは、調査依頼先以外に展開しないこと。

規則/推奨	説明
規則 5.4.1	調査依頼元は、最新版の JAPIA シートを使用して調査報告することを依頼すること。 (切替時は、5.7 項参照)
規則 5.4.2	JAPIA シートのパスワードは、調査依頼先以外に展開しないこと。

5.5 調査回答

調査依頼先は、納期までに最新版の JAPIA シートから出力した CSV ファイルを調査依頼元に回答する。調査回答は、電子メールが一般的であるが、調査依頼元と調査依頼先の協議の上、決定しても良いものとする。

規則/推奨	説明
規則 5.5.1	調査依頼先は、最新版の JAPIA シートを使用して調査回答すること。
推奨 5.5.2	JAPIA シートから出力した CSV ファイルで回答すること。
推奨 5.5.3	1 品番/CSV ファイルで回答すること。
規則 5.5.4	入力のチェックでエラーとなったデータは、問題を解決し、必ず修正してから報告すること。

エラー・警告の扱い

JAPIA シートでは、入力データのチェックによりエラーと警告が表示される場合がある。

エラーはデータに問題点があることを意味するため、データを修正せずに調査依頼元へ報告してはならない。問題を解決し、修正して報告すること。

警告は入力ルールを満たしていない可能性がある場合に注意を促すことを目的としている。したがって、その原因となった箇所に問題ないことが確認できた場合は、そのまま調査依頼元へ報告することが可能である。

JAPIA シートの仕様、あるいは外部リストの改正により、以前のバージョンではエラーや警告が発生しなかったデータであっても、現在のバージョンではそれらが発生する場合がある。この場合は、データの更新が必要になるので注意すること。

5.6 調査依頼元の JAPIA シート確認

調査依頼元は、化学物質調査の主旨に該当しないような理由で受領を拒んではいけない。

また、受領を拒む場合は正当な理由を説明し、データ修正を求める。

規則/推奨	説明
規則 5.6	調査依頼元は、化学物質調査の主旨に該当しないような理由で受領を拒んではいけない。受領を拒む場合、正当な理由を調査依頼先に説明すること。

5.7 JAPIA シート改正時の切り替え方法

サプライチェーンを遡った調査・回答には一定のリードタイムが必要であり、JAPIA シートの改正時において

では最新版と旧版が混在することがあるため、円滑に化学物質調査・回答できるように配慮すること。

規則/推奨	説明
規則 5.7	調査依頼元は一定の移行期間(1 カ月を目安とする)を設けて円滑に化学物質調査・回答できるように配慮すること。

6. データ作成/回答に関する規則及び推奨事項

6.1 データ作成方法

データ作成方法は、JAPIA 統一データシートマニュアル、簡易入力マニュアル、入力事例、Q&A などを参照すること。

6.2 データ作成に関する規則

以下、項目別に守るべき規則を示す。判断が不明な点は調査元に確認すること。

6.2.1 構成要素に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.1	同じ部品に属する子の要素は同じタイプの要素でなければならない。(つまり、同じ親部品の子要素として部品と材料を混在させることはできない。)

6.2.2 部品要素に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.2	納入部品の部品要素は、該当する顧客の要求と合致した部品番号および部品名称となっていること。

6.2.3 部品質量と質量偏差に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.3.A	どの部品にも正確な質量(部品質量)を指定する必要がある。(部品質量が不明な場合は、図面上の質量でも可とする)
規則 6.2.3.B	部品質量(入力値)と部品質量の自動計算値の差は、部品質量に応じて決められた必要偏差値の上限を超えないこと。

質量偏差上限値(IMDS と同条件)

Weight of component (X) Max. deviation in %

X < 1g	100
1g ≤ X < 100g	10
100g ≤ X < 1kg	5
1kg ≤ X < 10kg	2
10kg ≤ X < 100kg	1
X ≥ 100kg	0.5

6.2.4 材料に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.4.A	親要素の材料には少なくとも 1 つの物質要素を割り当てる。
規則 6.2.4.B	材料は、原則出荷する最終状態 (delivery state) で記述すること。例えば、出荷する最終状態で接着剤が硬化している場合、蒸発する溶媒は報告に含めない。部品メーカーが自社の部品としての最終状態のデータを材料メーカーに求める場合は、後工程の加工条件等、必要な情報を提供すること。
規則 6.2.4.C	材料/製品の製造に使用したプロセスケミカルが出荷する最終製品の材料/部品に含有されていない場合は、そのプロセスケミカルは報告しないこと。気体、液体、またはプロセスケミカルを物質として含める場合は、実際に顧客に供給する最終製品(硬化や乾燥が完了した部品)にそれらの物質が存在していることを確認すること。
規則 6.2.4.D	均質材料は全て、個別の材料として記述すること。複数の材料が層をなしている場合(コーティングを施した金属や層状材料)は、その全体を均質とみなしてはならない。例えば、亜鉛メッキ鋼板全体は均質材料とは記述せず、亜鉛コーティングや塗料層、鋼板を個別の材料として記述する。
規則 6.2.4.E	材料データは原則、材料を製造している企業が作成すること。材料を製造していない企業は材料サプライヤからデータを受信するか、JAPIA シートで標準材料と定義される材料データを使用する。部品 ss メーカであっても、複数材料を独自に配合して新たな均質材料を生み出す場合は、材料データを作成してもよい。
規則 6.2.4.F	製品に使用されている材料が、外部リストに収載された標準材料の情報に一致しない場合は、標準材料のデータを使用しないこと。

6.2.5 材料名称に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.5.A	材料名称は英語で入力すること。
規則 6.2.5.B	商品名を材料名称として使用しないこと。商品名は材料商品名欄に記入できる。
規則 6.2.5.C	材料名称は、原則、JAPIA シートの外部リストまたは公的材料規格に準拠した材料名称より選択すること。ただし、IMDS 由来のデータの場合は、IMDS の規則に沿って適切に記載すること。

6.2.6 材料の属性情報に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.6.A	次の項目は入力必須とする。 構成材料名称、VDA 材料分類コード、材料質量
規則 6.2.6.B	次の項目は条件付きで入力必須とする。 材料規格、材料コード、材料記号、循環材料を含む材料のソース 原則、JAPIA シートの外部リストに定義がある場合は必須。ただし、IMDS 由来のデータの

	<p>場合は IMDS の規則に従うこと。</p> <p>循環材料を含む材料のソース:</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車用途で VDA 材料分類 5.x の場合は入力必須とし、それ以外は入力任意とする。 非自動車用途は全ての材料分類で入力任意とする。 <p>リサイクル材料の割合(項目番号 28~31)と循環材料を含む材料のソース(項目順番 36)に矛盾があつても、それを理由に否認しないこと。</p>
推奨 6.2.6.C	<p>次の項目は入力任意とする。</p> <p>材料商品名、社内材料コード</p>
推奨 6.2.6.D	<p>複合材料の場合は、母材(Matrix Material)に基づいて構成材料名称、VDA 材料分類コード等を選択する。(例:樹脂に金属の充填剤を含む均質材の場合、母材(樹脂)として構成材料名称、VDA 材料分類コードを記入する)</p>

6.2.7 アプリケーションコードに関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.7.A	材料データにアプリケーションコードに関連する物質が含まれる場合は、その材料を構成部品に使用する際に正確なアプリケーションコード ID を割り当てる。
規則 6.2.7.B	アプリケーションコード ID は、自由入力でなく自動で表示される選択可能なアプリケーションコード ID から部品に対する実際の用途を反映するものを選択すること。

6.2.8 物質の選択に関する規則

規則/推奨	説明
規則 6.2.8.A	JAPIA シートの物質リストに適切な選択肢がない場合は、近いもの(=正しくないもの)を選択するのではなく、JAPIA 事務局に対し物質の追加申請 ^{※5} をすること。(追加されるまでには、「Not Found: + CAS RN」での報告ができる ^{※6})
規則 6.2.8.B	物質は材料内においてそれらが、存在しているとおりの形態で入力すること。元素で分けること(例えば、ポリマーを C,H,N,O であらわすこと)は禁止する。
規則 6.2.8.C	材料に含有されているすべての物質を開示すること。ただし、GADSL の要申告または禁止物質に該当しない、SVHC ではない、アプリケーションコードを必要としないという各条件をすべて満たす物質は、実際の物質ではないワイルドカード物質への置き換えを可能とする。
規則 6.2.8.D	ワイルドカード物質の使用限度は、材料の 10%を超えないこと。
規則 6.2.8.E	要申告、禁止、SVHC ではないアプリケーションコードの入力が必要な化合物に対して、ワイルドカード物質を使用してはならない。
推奨 6.2.8.F	可能な限り、物質は常に CAS RN と関連付けられていることが望ましい。

※5 “外部リスト説明資料”参照

※6 “JAPIA 統一データシートマニュアル”参照

GADSL 収載物質について、その閾値を超えて含有する場合は、記入必須

JAPIA シートにおける要申告/禁止対象物質リストとして GADSL を採用している。

GADSL では、以下に分類されている。

P:閾値を超えての使用禁止

D/P:使用目的、含有量により使用禁止、または申告

D:閾値を超えて使用する場合は申告

*D/P 及び P の物質もそれぞれの規定の閾値を超えて含有する場合は記入が必須。

6.2.9 物質の含有率(%)の範囲値に関する規則

規則/推奨	説明	
規則 6.2.9.A	'範囲値'は材料に含まれる物質の実際の差を反映する目的のみに使用すること。材料の正確な組成の申告を回避する手段として、範囲値を使用できない。	
規則 6.2.9.B	'範囲値'として材料に使用される物質の含有率を記載する場合は以下の条件で入力可能な最大含有率範囲が制限される。	
	含有率:X%から Y%まで	最大 M=Y%-X%
	0≤X≤7.5	M≤3
	7.5< X≤20	M≤5
	20< X≤100	M≤10
	以下はこの規則から除外される。 ・公的材料規格において、より大きい範囲値で定義されている場合 ・顧客の仕様において、より大きい範囲値で定義されている場合、ただし納品条件の一部になっているもの	

7. JAPIA シートで収集した情報の取扱いと用途

JAPIA シートで収集した情報は、リサイクル率の計算や物質などの諸規制(ELV 指令、REACH 規則などの規制を含む)への対応のみに利用することができ、コスト検討、研究・技術的な目的、安全性の評価のために利用しないこと。

また、収集した情報は製品含有化学物質の調査・報告に必要な人以外へのアクセスを制限するとともに、サプライチェーン以外の第三者へ提供しないこと。

規則/推奨	説明
規則 7.1	収集した情報は、製品含有化学物質の調査・報告、諸規制への対応以外の用途には、使用しないこと。
規則 7.2	収集した情報は、製品含有化学物質の調査・報告、諸規制への対応に必要な人以外へのアクセスを制限するとともに、サプライチェーン以外の第三者へ提供しないこと。

8. 化学物質調査に関する問い合わせ

化学物質調査の条件や内容に関する問い合わせは、調査依頼元(顧客)にすること。

規則/推奨	説明
規則 8	化学物質調査の条件や内容に関する問い合わせは、調査依頼元(顧客)にすること。

来歴

来歴	改正日	適用 Ver.	改正内容
N	2020/05/01	4.00～	新規制定する。
1	2023/10/01	4.20～	循環材料を含む材料のソースに対しての記載を追加
2			
3			
4			
5			